

令和8年4月8日
港湾局技術企画課

船川港において国が岸壁の改良工事を代行します ～高度港湾工事の代行制度の適用～

国は、技術職員が不足する港湾管理者を支援するため、令和7年の港湾法改正により高度港湾工事の代行制度を創設しました。今般、港湾管理者の秋田県より船川港の岸壁の改良工事について代行の要請があり、秋田県の工事の実施体制、その他地域の実情及び本工事が高度な技術等を要すること等を勘案し、国が代行することとしましたのでお知らせします。

今後も技術職員が不足する港湾管理者への支援に取り組んでまいります。

1. 港湾の名称 船川港
2. 港湾管理者の名称 秋田県
3. 工事の内容 岸壁の改良



代行箇所

【問合せ先】

<代行制度に関すること>

港湾局 技術企画課 港湾建設室長 種村、主査 岡田

TEL : 03-5253-8111 (内線 46-502、46-634)、03-5253-8905 (直通)

<工事に関すること>

東北地方整備局 港湾空港部 港湾事業企画課長 盛田

TEL : 022-716-0010

背景・必要性

- 一部の港湾管理者においては、港湾に精通した技術職員の不足に伴う技術力の低下が深刻。
- 加えて、高度経済成長期に集中的に整備された港湾施設の老朽化の進行に伴う更新工事の需要が増加しており、施設の機能確保の実施が困難な状況に陥っている。

改正事項

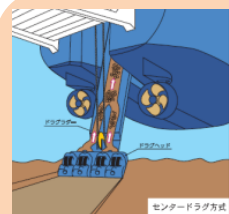
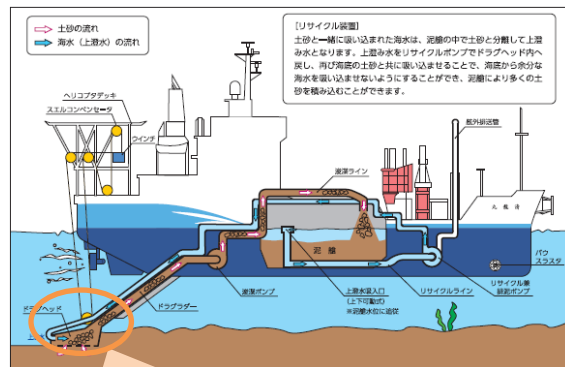
港湾管理者の要請に基づく国土交通大臣による工事代行制度を創設

※あわせて、港湾管理者と協議の上、工事に必要な管理権限を代行する措置を創設。他の直轄工事についても同様に措置。

■ 国土交通大臣による代行が想定される工事

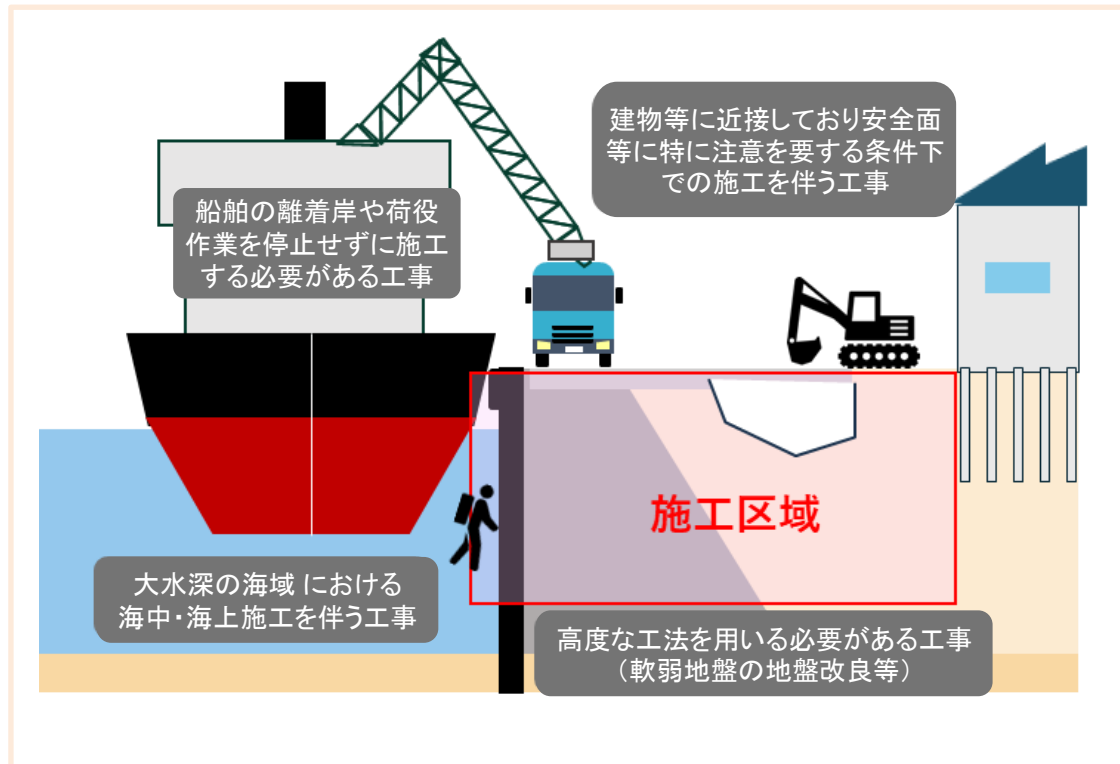
◆ 高度な機械力を要する改良工事の例

○ ドラグサクション船による底掘り(海底面の均し)



ドラグヘッド(吸込口)で土砂を吸込む
※ドラグは「引きずる」の意

◆ 高度な技術力を要する改良工事の例



【参考】高度港湾工事の代行 根拠法

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）

（高度港湾工事の代行）

第五十二条の二 国土交通大臣は、前条第一項に定めるところによるほか、港湾管理者から要請があり、かつ、当該港湾管理者における港湾施設の改良に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該港湾管理者が管理する係留施設その他の政令で定める港湾施設（第一号において「特定係留施設等」という。）の改良に関する工事（次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものに限る。以下この条において「高度港湾工事」という。）を当該港湾管理者に代わつて自ら行うことが適当であると認められる場合においては、その事務の遂行に支障のない範囲内で、これを行うことができる。

- 一 特定係留施設等の従前の機能を確保するために必要であること。
- 二 高度の技術を要すること又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められること。

港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）

（高度港湾工事の代行に係る港湾施設）

第十六条の四 法第五十二条の二第一項の政令で定める港湾施設は、水域施設、外郭施設、係留施設及び臨港交通施設（駐車場及びヘリポートを除く。）とする。